

## 平成30年8月からの利用者負担割合が変わります

平成30年8月の介護サービス利用分から、第1号被保険者のうち、特に所得の高い人の利用者負担割合が3割になります。(ただし、高額介護サービス費が支給された場合、月額負担の上限は44,400円になります。)利用者負担割合は以下の表のとおりです。

利用者負担割合	対 象
3割 平成30年8月から	<b>1割負担、2割負担に該当しない人で、以下の1.2.に該当する場合</b> 1. 本人の合計所得金額が220万円以上 2. 同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合は463万円以上
2割	<b>3割負担に該当しない人で、以下の1.2.に該当する場合</b> 1. 本人の合計所得金額が160万円以上 2. 同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合は346万円以上
1割	2割負担、3割負担に該当しない人、40歳~64歳の人(第2号被保険者)、住民税非課税者、生活保護受給者

- ・同じ月の利用者負担額の合計額が一定額を超えた部分は「高額介護サービス費」として支給されます。
- ・7月中旬に、要支援・要介護の認定を受けている被保険者全員に、利用者負担割合が記載された「介護保険負担割合証」を郵送します。
- ・利用者負担割合3割の方が保険料を2年以上滞納すると未納期間に応じて給付制限を受け、4割負担になります。(1割負担、2割負担の人が給付制限を受ける場合は、3割負担となります。)

問合せ先 健康福祉課 介護保険係 ☎492-9139

## 国民年金保険料を納めるのが困難なときは

国民年金は20歳から60歳までの全ての人が加入し、保険料(平成30年度月額16,340円)を納める制度です。しかし経済的な理由で保険料の納付が困難な場合は、申請して承認されると保険料の納付が免除または猶予される制度があります。申請時点から2年1カ月前までの期間についてさかのぼって免除申請ができます。また、平成28年7月分からは、納付猶予制度の対象者が30歳未満から50歳未満に拡大されました。ただし、平成28年6月分以前の期間については適用されません。

参考：平成30年度保険料

区 分	種 類	保 険 料
免 除	全額免除	0円
	4分の3免除(4分の1納付)	4,090円
	2分の1免除(2分の1納付)	8,170円
	4分の1免除(4分の3納付)	12,260円
猶 予	納付猶予	0円
	学生納付特例	0円

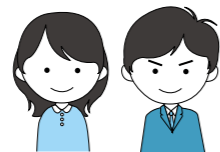
\*納付猶予…50歳未満のみ 学生納付特例…学生のみ  
\*一部免除の場合は、上記の保険料を納めることで免除承認となります。

### 承認の基準

免除は本人・配偶者・世帯主(納付猶予は本人・配偶者、学生納付特例は本人のみ)の申請する年度分の前年所得が基準額以下であることが必要です。(失業した人は、必要書類を添付すれば失業があった年の翌々年6月までの期間について前年所得は特例として審査されます。)

### 必要書類等

- 学生納付特例の場合は、学生証または在学証明書
- 失業した人は離職を証明する書類
  - ①雇用保険受給資格者証(または離職票)など
  - ②辞令書
  - ③その他公的機関の証明書
- 印かん(代理の場合)



### 承認期間の取り扱い

年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に入りますが、年金額の計算においては減額になります。そのため、承認された期間は、10年以内であれば、さかのぼって納めること(追納)ができます。(承認を受けた年度以降3年度目からは当時の保険料額に加算がつかます。)

### 免除申請の受付

保険料免除申請における年度は、7月から翌年6月です。(学生は4月~翌年3月)免除申請を希望する人は、役場住民課で申請してください。

問合せ先 住民課 保険年金係 ☎492-9135

## 介護手当の更新(新規)申請手続き

現在、介護手当の支給を受けている人に更新申請の案内を送付しますので、更新申請手続きをしてください。新たに支給を希望する人は、地域福祉課または健康福祉課に申請してください。

### ◎更新申請提出期限 7月20日(金)

※それぞれ認定基準がありますので、調査審査の結果、手当の支給対象に該当しない場合があります。

#### 重度心身障害者(児)介護手当

**対 象** 65歳未満の障害者(児)のうち、次の(1)または(2)の人の介護者  
(1) 自宅で6カ月以上寝たきりの状態の身体障害者手帳1級または2級の人  
(2) 自宅で6カ月以上常時介護を要する状態の療育手帳A判定の人

**支給額** 月額12,000円  
**支払月** 5月、8月、11月、2月  
**問合せ先** 地域福祉課 障がい福祉係 ☎492-9136

#### 在宅老人介護手当

**対 象** 65歳以上の人で次の(1)または(2)の人のうち、介護保険の要介護3から5までの認定を受けている人の介護者  
(1) 自宅で6カ月以上寝たきりの状態などの人  
(2) 自宅で6カ月以上認知症の状態などの人

**支給額** 月額12,000円  
**支払月** 5月、8月、11月、2月  
**問合せ先** 健康福祉課 高齢福祉係 ☎492-9137



## 子育て支援センターからのお知らせ

申込・問合せ先 こども課 育児支援係(子育て支援センター) ☎492-9090

### ●ネンネの会

助産師、栄養士、保健師を交えて日常の育児について話し合ったり、親子のリラクゼーション遊びを体験します。申し込みはいりません。  
**【と き】** 7月26日(木) 10:00~11:30  
**【と ころ】** いきがい創造センター 多目的ホール  
**【対 象】** 0歳児とその保護者  
**【持 ち 物】** バスタオル

### ●ヨチヨチの会

栄養士・保健師を交えて日常の育児について話し合ったり、親子のふれあい遊びを体験します。申し込みはいりません。  
**【と き】** 8月9日(木) 10:00~11:30  
**【と ころ】** いきがい創造センター 多目的ホール  
**【対 象】** 1歳児とその保護者

### ●てくてくの会

“第1反抗期”や“イヤイヤ期”と言われる2歳の頃、我が子にどう接すればよいのかと悩む人も少なくありません。そこで、この時期の子どもの心理や接し方を学んで、ゆとりをもった子育てを楽しみませんか。  
**【と き】** 9月11日(火) 10:00~11:30  
「イヤイヤ期をうまく乗り切るために」  
9月14日(金) 10:00~11:30  
「臨床心理士と2歳児を語ろう」  
**【と ころ】** いきがい創造センター 子育てルーム  
**【対 象】** 2歳児とその保護者  
**【定 員】** 15組  
**【申 込】** 7月23日(月) 8:30~(定員になり次第締切ります)

### ●ツインズ(多胎児ママの会)

多胎児を育児中のママ達が、日常の育児や工夫していることなどを話し合っています。現在、多胎児を妊娠中のお母さんも気軽にご参加ください。申し込みはいりません。  
**【と き】** 8月6日(月) 10:00~11:30  
**【と ころ】** いきがい創造センター 子育てルーム  
**【対 象】** 多胎児の保護者(子ども同伴可)

